



# ご注意ください



マイナンバーは決められた仕事だけでしか使うことはできません

電話や訪問でマイナンバーを確認したりカードを預かることはありません

マイナンバーを利用する際には、必ず、カードに記載されている番号の確認と、ご本人の身分証明書などによる、本人確認を行うことになっています。



個人番号カードは申請すると交付されるプラスチック製のカード（左）です。  
通知カードは10月以降に送付される紙製のカードです（右）



## お勤め先でのマイナンバーの使い方

アルバイトやパートを含める勤め先の給与や雇用のためにマイナンバーを伝えます  
あらかじめ、事業所から「税や年末調整、雇用保険などのためにマイナンバーを教えてください」と周知があったうえで、原則、カードと身分証明書を合わせて提示する必要があります。

## 区役所等でのマイナンバーの使い方

税金や国民健康保険・後期高齢者医療保険、介護保険などの各種手続きのために「申請書」などにご記入いただきます。この場合にも、原則、カードと身分証明書を合わせて提示する必要があります。

怪しいと感じたら、すぐに110番を

王子警察署・滝野川警察署・赤羽警察署・王子税務署・北区役所

# これらの手口は全て「詐欺」です

- お金を支給するので振込先の口座番号を教えてください。  
マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になる。
- マイナンバー制度に伴い、個人情報を調査している。資産状況を把握する必要があるので、教えてください。
- マイナンバーの通知カードは届きましたか？  
届いたかどうか、確認をしていますので、カードに書かれている 12 桁の番号を教えてください。
- 今回、国会で新しい法律が制定された。銀行の口座でマイナンバーを使うことになったが、銀行に登録している情報を訂正するため、口座番号を確認したい
- マイナンバーの手続きは必ず行わなければいけません。手続きが大変なので、代行します。送られてきたカードなどを全てお預かりします。
- 総務省から、『マイナンバー確定のお知らせ』という件名で、『マイナンバー制度が確定したので、記載の URL にて確認してください』などと書かれたメールが送られてきた。
- マイナンバーの手続きは大変です。手続きを代行するので、カードを貸してください。

**区役所や税務署などの行政機関や金融機関などが、マイナンバー制度の導入に伴い、口座番号や所得情報、マイナンバーを確認することは一切ありません。また、簡易書留で送られた通知カード等を、他人に渡すことは絶対にしないでください。**